

海洋安全保障情報月報

2012年9月号



目次

1. 情報要約

- 1.1 海洋治安
- 1.2 軍事動向
- 1.3 南シナ海関連事象
- 1.4 外交・国際関係
- 1.5 海運・造船・港湾

2. 情報分析

日本の掃海活動参加は停戦が必須の前提条件か—ホルムズ海峡の機雷除去を巡って

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、2012 年 9 月末現在、アクセス可能なものである。

編集者：秋山昌廣

執筆者：秋元一峰、上野英詞、河村雅美、酒井英次、関根大助、高田祐子、友森武久、長尾 賢、
向和歌奈、和田大樹

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

1. 情報要約

1.1 海洋治安

9月4日「EU艦隊等、十分な海賊対策の継続を海運業界に要望」(UPI, September 4, 2012)

最近のソマリアの海賊による襲撃事案は減少しているが、ソマリア沖で海賊対処作戦を遂行する、EU艦隊、NATO艦隊及び合同任務部隊、CTF-151は4日、海運業界に対し、引き続き十分な海賊対策の継続を呼びかけた。国際海事局(IMB)の報告によれば、2012年1月1日から7月12日までの襲撃事案は69件で、これは2011年同期から32%減となっている。しかしながら、EU艦隊は声明で、「海賊行為を許すソマリアの情勢は依然として変わらず、各国海軍と海賊多発海域を航行する全ての船舶は、警戒を怠ってはならない」と述べている。更に、声明は、海軍戦闘艦の展開だけではこの海域の安全を保証できないとし、海運業界に対して、今後も船員への海賊対策訓練を継続するよう要請している。そして、海賊対処マニュアル、"Piracy -- Best Management Practices Version 4"に示された防護手段を履行するよう懇請している。

記事参照：EU Naval Force Somalia warns ship owners

http://www.upi.com/Top_News/Special/2012/09/04/EU-Naval-Force-Somalia-warns-ship-owners/UPI-14191346761175/

"Piracy -- Best Management Practices Version 4" is available at following URL;

<http://www.gard.no/webdocs/BMP4.pdf>

9月16日「インド、自国籍船に武装警備要員配備へ」(The Times of India, September 16, 2012)

16日付のインド紙、*The Times of India*が報じるによれば、インドは、アデン湾の海賊多発海域を航行する自国籍船を護衛するために、当初計画で100人規模の武装警備要員チームを養成している。インドが武装警備要員を自国籍船に配備するのは、これが初めてである。商船護衛に責任を持つThe Central Industrial Security Force (CISF)は、特殊戦闘要員100人を、インド海軍の海兵特殊部隊と共同で訓練している。

記事参照：Indian commandos to protect merchant vessels against piracy in Gulf of Aden

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2012-09-16/india/33879876_1_somali-pirates-cargo-ships-sailors-hostage

9月17日「米中両国海軍、合同海賊対処演習実施」(Defense News, AFP, September 18, 2012)

米中両国海軍部隊は17日、アデン湾で初めての合同海賊対処演習を実施した。米第5艦隊によれば、5時間にわたる演習には、中国側から誘導ミサイルフリゲート、「益陽」、米側から誘導ミサイル駆逐艦、USS *Winston S. Churchill*が参加し、米艦が海賊によってハイジャックされた船となり、米中合同の臨検チームが同艦に乗船し、乗組員を「救出する」訓練を行った。訪中中のパネッタ米国防長官は、この演習を、米中間の軍事関係が進展している証拠と、賞賛した。パネッタ長官は、2014年のRim of the Pacific (RIMPAC)演習に中国海軍を招請した。一方、新華社は、この演習を、両国海軍艦の相互理解と信頼関係を促進するもの、と述べた。

記事参照 : Chinese, U.S. Ships Conduct Joint Anti-Piracy Drill

<http://www.defensenews.com/article/20120918/DEFREG02/309180001/Chinese-U-S-Ships-Conduct-Joint-Anti-Piracy-Drill>



Sailors from the guided-missile destroyer USS *Winston S. Churchill* (DDG 81) board the Chinese People's Liberation Army (Navy) frigate *Yi Yang* (FF 548) to meet prior to conducting a bilateral counter-piracy exercise.

Source: U.S. Navy News Service, September 18, 2012

9月24日「ソマリアの海賊、活動再開」(The Independent, September 28, 2012)

ソマリア沿岸での海賊活動をモニターしている英国の警備会社によれば、24日にオマーンのサラール港近くのアラビア海で、オマーンのダウ船が海賊に襲撃された。同社によれば、この襲撃はモンスーンの季節が終わってから初めてのもので、気象条件が良くなるにつれ、更に増えることが予想されるという。同社の情報部長は、海賊ビジネスを取り巻く状況は厳しくなっているが、海賊の脅威がなくなったわけではない、と海運業界に警告している。

記事参照 : Fresh attack as pirate season off coast of Somalia begins

<http://www.independent.co.uk/news/world/africa/fresh-attack-as-pirate-season-off-coast-of-somalia-begins-8189553.html>

1.2 軍事動向

9月2日「新型ステルス・ミサイル艇の全貌—インドネシア海軍」(PRESS RELEASE - from North Sea Boats, September 2, and Defense Media Network.com, September 4, 2012)

インドネシア海軍の3胴型ステルス・ミサイル艇、KRI *Klewang* (インドネシアの伝統的な長刀の意) が8月31日、東ジャワのNorth Sea Boats (PT Lundin Industry Invest) のBanyuwangiに

ある造船所で進水した。以下は、KRI *Klewang* の全容である。

- (1) KRI *Klewang* は、長さ 63 メートルの 3 胴型船体で、全ての構造物にビニエステル・カーボン・ファイバー素材を使用し、ステルス性能とともに、軽量化、強靱性そして腐食防止効果を高めた、既存の先端技術の粋を集めたミサイル艇である。船体デザインは、ニュージーランドの海軍艦艇設計会社、LOM Ocean Design Ltd との 24 カ月に及ぶ共同研究、設計、開発作業の成果であり、発展途上国で先端技術を駆使して建造された戦闘艦として重要な意義がある。
- (2) KRI *Klewang* は、今後 4 週間にわたって艤装が施され、10 月から海上公試が行われる。運用開始は 2013 年中と見込まれている。North Sea Boats は、2014 年までに同型艦 4 隻を引き渡す契約になっている。
- (3) 乗組員は将兵 29 人で、他に 11 メートル級の RHIB (特別機動船) 1 隻を含む特殊部隊の装備と要員を収容できる。KRI *Klewang* は安定した各種兵器プラットフォームで、Type 705 (最大 8 基)、RB 515、Penguin または Exocet などの各種ミサイル、40~57 ミリ艦砲、更には CIWS などが搭載可能である。最大速度は 30 ノット以上、航続距離は 2,000 カイリ以上である。

記事参照 : PRESS RELEASE - from North Sea Boats

<http://northseaboats.com/news/wp-content/uploads/2012/09/eng.pdf>

Indonesia Launches New Class of Large Trimaran Missile Boats

<http://www.defensemmedianetwork.com/stories/indonesia-launches-new-class-of-large-trimaran-missile-boats/>



Left: KRI *Klewang* in the water. This radical looking trimaran is the first such vessel to be built in a developing country.

Right: CGI of the X3K showing the ramp for launching and recovering the 11-meter RHIB. The missiles will be housed in the uppermost box-like section of the aft superstructure. A CIWS and a fire control director are also seen.

Source: North Sea Boats HP, and Defense Media Network.com, September 4, 2012

9 月 4 日「中印両国、合同軍事演習の再開に合意」(The New York Times, AP, September 4, 2012)

中印両国国防相は 4 日、ニューデーリーで会談し、2 年間中断されていた両国間の合同軍事演習の再開に合意した。会談後の発表によれば、両国は、ハイレベルの軍事交流、合同海洋捜索救難演習、

ソマリア沖での海賊対処活動における協力などについて合意した。演習の期日は特定されなかったが、両国防相は声明で、緊密な軍事関係が両国間の信頼と友好の増進に資する、と強調した。消息筋によれば、中国側はこの会談で、インドが南シナ海における領有権紛争に関わらないよう求めたとされる。更に、中国側は、インドに対して南シナ海でのベトナムとの合同石油開発を中止するよう求めたという。一方で、中国の梁光烈国防相は、中国の急速な軍事力増強とミャンマー、スリランカ、パキスタン及びモルディブにおける中国の投資の増大について、インド側に説明したと見られる。これら諸国における中国の投資の増大は、中国によるインド包囲の懸念を生んでいる。

記事参照 : India and China Agree to Resume Joint Military Exercises

<http://www.nytimes.com/2012/09/05/world/asia/india-and-china-agree-to-resume-joint-military-exercises.html?ref=asia>

9月17日「米海軍、グアムに新型無人海洋哨戒機配備計画」(Defense Update, September 17, 2012)

米海軍は、ノースロップ・グラマン社製の無人海洋哨戒機、MQ-4C Triton Broad-Area Maritime Surveillance (BAMS) を、2014年度からグアムのアンダーセン基地に配備する計画を進めている。MQ-4C Triton は、最近導入されたばかりの大型無人機で、海軍の P-3C Orion、P-8A Poseidon と共同して海洋哨戒能力を強化する。アンダーセン基地には現在、ノースロップ・グラマン社製の無人機、RQ-4 Global Hawk が3機配備されているが、本来、陸上偵察用で、長時間の海洋哨戒能力を持たない。

海軍は、アジア太平洋地域への「回帰」の一環として、アジア太平洋地域における海洋哨戒能力の強化に力を入れている。現行計画では、2013年から P-3C Orion に替えて、新型の P-8A Poseidon 海上哨戒・対潜機を配備する。P-8A Poseidon は、通商破壊や電子情報収集を含む対潜戦において MQ-4C Triton と共同する。現行計画では、68機の MQ-4C Triton と 117機の P-8A Poseidon の取得が計画されている。海軍は、アジア太平洋地域において MQ-4C Triton と P-8A Poseidon を組み合わせることで、P-3C Orion では不可能であった広域で長時間の継続的な海洋哨戒を実施できることになる。

記事参照 : US Navy to Boost Pacific Airborne Maritime Capabilities with New Drones and ASW Aircraft

http://defense-update.com/20120917_uas-on-maritime-surveillance-pacific.html



Guam to become forward base for MQ-4C (BAMS) drones in the Pacific

Source: Defense Update, September 17, 2012

9月18日「ロシアで改装中のインド空母、回航予定大幅遅れ」(The Times of India, September 18, 2012)

18日付のインド紙、*The Times of India* が報じるところによれば、ロシアで改装中のインド空母、INS *Vikramaditya* は、海上公試中に生じたエンジン・トラブルのため、インドへの回航予定が更に数カ月間遅れると見られる。当初予定では、2008年中にインドに回航される予定であったが、現行予定では2012年12月4日までにインド海軍に引き渡されることになっていた。しかしながら、ロシアからの報道によれば、8基のボイラーの内、3基がトラブルに見舞われ、フルパワーが出ず、回航は2013年10月以降になるという。回航の遅れは、東西両岸に各1個空母打撃群を配備するという、インド海軍の計画に影響を与える。現在、4万トン級の国産空母をコーチで建造中であり、2015年までに2個空母打撃群を配備する計画であった。インド海軍は、回航の遅れによって、国産空母の配備も少なくとも3年遅れ、就役は2018年以降になる、と予測している。

記事参照 : Delivery of Admiral Gorshkov delayed, may arrive only by 2013-end

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2012-09-18/india/33924837_1_admiral-gorshkov-aircraft-carrier-sevmash



INS *Vikramaditya*

Source: The Times of India, September 18, 2012

トピック

中国の空母、「遼寧」就役

9月25日「中国空母、『遼寧』就役」(Xinhua net.com, September 25, 2012)

- (1) 中国初の空母が、数年にわたる再改装と海上公試の後、9月25日に海軍に引き渡され、就役した。中央軍事委員会(CMC)の胡錦濤主席は就役式典で、中国初の空母、「遼寧」の艦長、張崢上級大佐に対して人民解放軍旗と命名証明書を授与した。張艦長は、「今日は、中国海軍が空母の時代に入ったとして永遠に記憶されるだろう。私は国家主席から人民解放軍旗を受け取った時、義務と責任の強い感覚が私の心に溢れた。『遼寧』の引渡しと就役は、中国の空母計画のほんの小さな一歩であり、我々が強力な海軍を持つまでには長い道りを要する」と語った。「遼寧」は、その乗組士官の98%以上が学士の学位を、その内、50%以上が修士又は博士の学位を保持しており、十分な教育を受け、訓練された乗組員によって運用されるという。「遼寧」の士官及び下士官のほとんどは、海軍の他の水上艦艇から厳しい競争を経て選抜された。女性の将兵も様々な配置で勤務している。
- (2) 「遼寧」の就役によって、中国は空母を持つ10番目の国となり、国連安保理常任理事国としては5カ国中の最後の1国となった。空母は、領海及び海外の海洋権益を護るために、長年にわたりその保有が期待されてきた。温家宝首相は式典で、中国初の現役空母は、「愛国心と人民精神を鼓舞し、国防技術を躍進させる上で、大いなる意義がある。人民解放軍の軍総装備部、海軍及び空母計画に参加してきた全ての同志は、中国の兵器構築を促進し、国家主権、安全保障と領土保全を護るために新たな貢献を行った。この国と人民は、この空母計画の全ての参加者に感謝している」と語った。更に、温首相は、「空母の開発は、中国共産党中央委員会、國務院と中央軍事委員会によって為された重要な戦略的決定であった。空母は、国防力と国の総合力を高めるに大きな意義をなすであろう。この最初の空母の引渡しと就役は、人民解放軍の歴史の中で画期的な出来事であり、中国の兵器や機器開発の偉大なる成果としてだけでなく、その国防の近代化を具現化するものである」と述べた。就役式の後、胡錦濤主席らは、満艦飾の「遼寧」に乗り込み、海軍儀仗隊を閲兵した。胡主席らは、空母の飛行甲板と幾つかの船室を訪れ、乗組員将兵、空母の開発に関わった科学者やエンジニア達と会話を交わした。
- (3) 中国海軍の情報専門家である尹卓少将は、この空母は、中国の国防軍の防勢的性質を変えないだろうと語った。また、海軍の軍事学術研究機関の研究者は、「現代の戦争では、中小規模の軍艦だけでは、戦略的な縦深性を以て中国の積極防御を展開するには益々不十分になっている」と指摘している。国防大学のファン・ビング准教授は、「空母は、陸上基地の航空部隊の戦闘行動半径を大幅に超えた海軍防衛力を与えるだろう」と述べた。また、彼は、空母は武器として攻守の両方に使用することができ、さらには人道的な目的のためにも使用することもできる、と指摘している。党中央軍事委員会によれば、「遼寧」は海軍に配属された後、科学研究目的だけでなく、軍事訓練のための任務も遂行する。

記事参照 : China's first aircraft carrier commissioned

http://news.xinhuanet.com/english/china/2012-09/25/c_131871538.htm



「遼寧」就役式典に参加した党、軍首脳：胡錦濤（前列中央）中国国家主席兼中央軍事委員会主席、温家宝首相（前列右から3番目）、中央軍事委郭伯雄副主席（前列左から3番目）、徐才厚副主席（前列右から2番目）、馬凱國務院秘書長（前列左から2番目）、常万全軍総装備部長（前列右から1番目）、呉勝利海軍司令（前列左から1番目）。

Source: Xinhua net.com, September 25, 2012



空母「遼寧」

Source: Foreign Policy, September 26, 2012

【関連記事 1】

「中国空母、その戦略的価値—専門家の見方」(The New York Times, September 25, 2012)

- (1) 中国の空母、「遼寧」は25日に就役したが、これは、中国と近隣諸国間の近海での島嶼を巡る緊張がエスカレートする中で、軍事力の強化を誇示するシグナルと見られる。しかしながら、「遼寧」は今後、訓練と試験にのみ使用されると見られる。中国内外の軍事専門家によれば、「遼寧」の舷側に記されたマーク16は、それが訓練に限定されていることを示しているという。中国は、

空母に着艦可能な航空機を持っておらず、着陸訓練は陸上で代行されているという。例えそうだとした場合、この空母を公に出現させたことは、日中間の島嶼を巡る昨今の情勢下において愛国心を掻き立てる好機として利用された。国防省は、この空母は「中国海軍の全体的な運用強度を高める」と述べている。対外的な目的としては、中国の強力な兵力展開能力を印象付け、フィリピンを始め米国の同盟国を含めた南シナ海沿岸の小国にシグナルを送ることを意図しているように見える。

- (2) 米国の軍事計画策定者達は、この空母の重要性を軽視してきた。米海軍当局者もかつて、空母建造は金の浪費になるので、中国に独自の空母とそれに付随する艦艇の建造を進めるよう慫慂したいと語っていた。中国以外の軍事専門家達もその評価に同意している。シンガポール国立大学ユー・ジ客員上級研究員は、「実際、中国海軍にとって空母は無用である。もし空母を米国に対して使用したら、残存性はない。もし中国の隣国に対して使うなら、恫喝となる」と語った。彼は、中国と干戈を交えた隣国ベトナムはこの空母に脅威を与える可能性がある陸上基地のロシア製の Su-30 を運用しており、「南シナ海で、もしこの空母がベトナムによって被害を与えられれば、面目が丸つぶれであり、まったく価値がない」と指摘している。彼によれば、これまで中国のパイロット達は、約 25 年前に製造されたソ連製の MiG-23 をベースにした中国製の J-8 航空機で、陸上のコンクリート滑走路上で空母への着艦を想定した訓練しかしておらず、まだ適切な艦載機を持っていないため、パイロット達は移動中の空母に着艦する難しい操縦ができないという。彼は、中国が独自の空母打撃群を構築できるかどうかは、空母に着艦できる航空機を開発できるかどうかにかかっており、そのためには相当な時間を要すると見ている。

記事参照：China Launches Carrier, but Experts Doubt Its Worth

http://www.nytimes.com/2012/09/26/world/asia/china-shows-off-an-aircraft-carrier-but-experts-are-skeptical.html?_r=1&partner=rssnyt&emc=rss

【関連記事 2】

「中国空母就役、今後の課題—A. エリクソン」(Foreign Policy, September 26, 2012)

米海軍大学のエリクソン (Andrew S. Erickson) 教授は、ミシガン大学のコリンズ (Gabriel B. Collins) と共に、26 日付の米誌、Foreign Policy に、「The Calm Before the Storm」と題する論文を寄稿した。エリクソンは、「中国は、空母運用の難しさ知ることになる」として、中国の空母が抱える今後の課題について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国海軍の空母保有は中国軍部にとって大きな宣伝効果をもたらすとともに、今後、中国外交が東・東南アジア地域で、更にはそれ以遠の地域においても、これまで以上に大きな棍棒に支えられるであろうことを示唆している。しかしながら、この棍棒は、今のところ強力なツールになるには程遠い。実際、「遼寧」は、空母運用に不可欠の艦載機の発着艦能力が実証されていない。
- (2) 少なくとも米海軍が想定する空母戦闘は包括的な作戦運用思想である。空母戦闘には、主として以下の要素が含まれる。
- a. 空母打撃群を編成すること
 - b. 空母の複雑な海軍システムと艦載機の運用を一体化し、悪天候下でも信頼性の高い運用ができること
 - c. 洋上での艦載ジェット機の運用に習熟するに当たっては、パイロットや艦載機の損失を受容する意志があること

- d. 空、水上及び水中の広範な脅威から空母を護衛すること
- e. 流動的な状況下で事態に最大限の影響力を発揮できるように、空母を配備し、運用するためには、政府と軍の指揮系統と意志決定を効果的に統合すること。このことは、恐らく最も困難な要素である
- (3) 最初の空母打撃群の編成については、中国の次世代指導者達が海軍力の整備にどれほど経費を投入するかにかかっている。米海軍は、11 個の空母打撃群を運用している。典型的な空母打撃群の編成には、65~70 機の艦載機からなる航空団を搭載する空母、巡洋艦 1 隻またはそれ以上、2 隻以上の駆逐艦・フリゲートで構成される駆逐戦隊が含まれる。更には、潜水艦と後方支援艦艇及び補給艦艇も空母を支援する。空母打撃群には 7,500 人の兵員が任務についており、その内、5,000 人が空母と艦載機を運用している。米海軍の空母艦載機の規模と能力は、近い将来においても中国が全く到達不可能なレベルであろう。
- (4) 2 番目の問題は、より高い海軍の訓練頻度が優先される分野である。空母打撃群の訓練は安価ではない。1993 年の米会計検査院による研究では、1 個空母打撃群を運用するのに年間 15 億米ドルの費用を要する。今日の原油高の時代では、その費用は 2 倍かそれ以上であろう。中国の空母打撃群は、能力が低く、小規模なものになると見られ、訓練経費は米海軍より安くなるであろう。しかしながら、中国経済の減速が国防予算の伸びを抑制するようになれば、中国海軍は、既存の艦艇でより多くの訓練を行うか、あるいは提督達が望む新しい艦艇をより多く購入するか、いずれかの選択を余儀なくされるであろう。
- (5) 3 番目の要素については、中国の指導者達は、海軍を空母の運用に習熟させたいと望むなら、パイロットと艦載機の損失をどの程度までを許容できるかについて、決心しなければならない。1949 年に米海軍が大規模に艦載ジェット機を配備し始めてから、1988 年に海軍と海兵隊の艦載機の事故率が米空軍のレベルにまで低減した時まで、この間、海軍と海兵隊は、ほぼ 1 万 2,000 機の艦載機と 8,500 人以上の搭乗員を失った。中国は、空母運用能力を確立するためには、相当な予期しないパイロットと艦載機の損失を覚悟しなければならぬ。国家の検閲を巧妙に回避できる情報通信ツールが普及した、圧倒的な一人っ子社会では、失われたパイロットの家族の悲しみは、否定的な形で急速に広がる可能性があり、そのことが訓練を慎重にし、結果的に中国海軍の艦載航空戦力の戦闘効果を低下させることになりかねない。
- (6) 4 番目の要素については、中国は今後数年間、対潜水艦戦などの深刻な弱点分野での戦力の調達と訓練に力を入れる必要がある。空母の開発は、海軍の資金調達を困難にする。第 1 に、経済成長率の低下に伴って益々厳しくなる経済状況下で、海軍予算は国家財源の配分競争の激化に直面している。第 2 に、空母 1 隻だけでは常続的な運用能力を確保できず、中国が常に空母 1 隻を洋上に展開させておくためには、少なくとも 3 隻の空母を必要とする。従って、更に 2 隻の空母の建造に加え、空母を護衛する水上戦闘艦や潜水艦が必要で、アジアにおける更なる海軍建艦競争を誘発し、反中国の安全保障態勢を構築させる危険がある。空母航空戦力は、南シナ海における中国の戦略目標を促進させる一助になるかもしれないが、それはまた中国を遠巻きに封じ込めることにもなりかねない。
- (7) 最後に、北京の指導者達は、米国がほぼ 70 年間近くにわたって展開してきたゲーム、即ち空母外交の策術に精通するようになるまでには、数多くの失敗を重ねそうである。この地域では既に、ソフトパワーを用いる中国の意志が、軍事力がより強力になるにつれて、急激に減退しつつあるという警戒感が蔓延しており、従って、中国の攻勢的な空母の運用は、日本、ベトナム及びフィ

リピンといった近隣諸国との緊張を一層悪化させかねない。

記事参照 : The Calm Before the Storm

http://www.foreignpolicy.com/articles/2012/09/26/the_calm_before_the_storm

1.3 南シナ海関連事象

9月3日「中国、ミスチーフ環礁の建造物拡張」(Philstar.com, September 3, 2012)

中国は、フィリピンが領有権を主張する、ミスチーフ環礁 (Mischief Reef) に新たな建造物を構築している。Philippine Institute for Peace, Violence and Terrorism Research のバンラオイ (Rommel Banlaoi) 所長は、6月に同環礁の建造物の画像を入手したが、建てられたのはそれ以前と見ている。バンラオイによれば、この画像には、新たな建造物として、風車、ソーラー・パネル、ヘリパッドやバスケットボール・コートとしての利用に適したコンクリート・プラットフォームが見られる。バンラオイは、こうした建造物は中国の実効支配を強めるもので、紛争海域における中国のプレゼンスを誇示するもの、と指摘している。

ミスチーフ環礁は、フィリピンの沿岸監視所がある、Ayungin Shoal に近く、パラワン島から約70カイリの位置にある。ミスチーフ環礁は、フィリピンでは Panganiban Reef と呼ばれるが、1995年以来中国に占拠されている。中国は、フィリピンが実効支配する Pag-asa Island の南西12カイリにある、Subi Reef にも強力なレーダーステーションを建設しており、6年前から灯台を含む4層の建造物を建設している。一方、フィリピンも、Pag-asa Island に、集会所、健康センター、1,300メートル滑走路、海軍ステーションを建設しており、最近では小学校も設置した。

フィリピンはまた、3日から5日間に亘って、沿岸監視システムの性能を検証する、Coast Watch System Capability Exercise 2012 を実施する。この演習は、The National Coast Watch System の設置に伴って、海軍、沿岸警備隊、及び国家警察海洋部による海事関係機関の活動調整を狙いとするもので、米海軍の P-3C Orion も参加する。

記事参照：China expanding Mischief structures

<http://www.philstar.com/Article.aspx?articleId=844730&publicationSubCategoryId=63>



Photos show the development of China's structures on Panganiban Reef, also known as Mischief Reef: a 1995 photo of the original octagonal structures on stilts; a concrete fort being built in 2005; and an AFP-Wescom photo taken last July showing an expanded structure which includes a windmill.

Source: Philstar.com, September 3, 2012

9月4日「米国のリバランシング戦略と南シナ海における紛争—R. エマース」(RSIS Commentaries, No. 165, September 4, 2012)

シンガポールのナンヤン工科大学国際問題研究所 (RSIS) のエマース (Ralf Emmers) 准教授は、4日付の RSIS Commentaries に、“US Rebalancing Strategy and the South China Sea Disputes” と題する論説を寄稿している。エマースは、米国のリバランシング (再均衡) 戦略あるいはアジア「回帰」 (“pivot”) は南シナ海の領有権紛争に新たな次元を画するもので、中国の対応とこの地域における緊張の高まりを見れば、話し合いによる紛争解決の余地が残っているのだろうかと問いかけ、要旨以下のように述べている。

- (1) オバマ政権は、アジア太平洋への回帰あるいは再均衡戦略の一環として、その外交と軍事力の重点をアジア太平洋地域に再指向している。米国のこの再均衡戦略は、南シナ海の領有権紛争に新たな次元を画するものとなっている。米国は伝統的に、南シナ海での主権問題に巻き込まれることを避けてきた。米国の関心は、一貫して航行の自由と第7艦隊の機動性の維持に限られてきた。しかしながら、2009年3月の海南島南方における米海軍海洋監視艦、USNS *Impeccable* に対する妨害事案は、ワシントンに深刻な懸念を引き起こした。南シナ海における米国の立場は、この事案以降も基本的には変わっていない。ワシントンは依然として、主権問題に関与しない姿勢を変えておらず、米国の核心利益は、紛争海域における航行の自由に限られるとしている。米国は、中国の海軍力の強化と紛争海域での航行の自由の原則に対する中国のコミットメントの不透明さを徐々に懸念するようになってきている。
- (2) ゲイツ米国防長官は2010年6月のシャングリラ対話において、米国は主権紛争の一方に与しないとしながらも、南シナ海における航行の自由を脅かす如何なる行為にも反対すると宣言した。南シナ海における航行の自由は米国の国益であるとした、2010年7月のASEAN地域フォーラム (ARF) でのクリントン米務長官の宣言は、中国を激怒させた。北京は、クリントン長官の言明を、外部勢力による一種の干渉と受け取った。クリントン中間は、2011年7月のバリでのARF会合で再び南シナ海に言及し、ASEANと中国が行動規範 (COC) を締結するよう慫慂した。オバマ大統領は2011年11月のバリ島の東アジアサミット (EAS) で、米国は紛争当事者の一方に与しないが、米国の国益には南シナ海における航行の自由と妨害なき国際的通商が含まれると声明した。これに対して、中国の温家宝首相は、航海の自由の原則を再確認するとともに、南シナ海における紛争の平和的解決を求めると反論した。ベトナムとインドネシアがASEANの議長国を努めた後、次の3年間の議長国は、カンボジア、ブルネイ及びミャンマーの順となり、南シナ海問題の国際化を最小限に抑えることによって北京を宥めることが期待された。このことは既に、ASEANが南シナ海問題に関する見解の相違を理由に、共同宣言の発出に失敗した2012年7月のカンボジアでのASEAN外相会議 (AMM) で現実のものとなった。その後のARFの会合に出席したクリントン長官は、このASEAN内の出来事に干渉しなかった。
- (3) 中国は、米国の再均衡戦略を、アジアにおける中国の平和的台頭を封じ込めるための企みと受け取っている。中国の視点からすれば、ワシントンは、2国間同盟を強化し、この地域へのより多くの軍事力を割り当てることで、中国の封じ込めを目指しているに見える。特に、米国は、南シナ海への関与を強め、従って北京が東南アジアの係争国との2国間問題であると考えるものに干渉していると見ている。中国はまた、係争海域での最近のフィリピンの行動、例えば、2012年春のスカボロー礁における事案を、ワシントンに唆されたものと見なしている。
- (4) 米中両国は、領有権紛争の過剰な軍事化を防ごうとしている。北京とワシントンはともに、南シ

ナ海における紛争を、軍事的解決よりも外交的解決が必要と考えており、少なくとも現在は、ASEAN が紛争の管理プロセスをリードすることを受け入れている。しかしながら、ワシントンも北京も、南シナ海の紛争を何処で論議すべきかについては、意見が一致していない。米国は、国際的なフォーラムでこの問題を取り上げることが望んでいるが、これは中国にとって誠に厄介なことである。北京は、この問題を国際化しようとする如何なる企てにも益々懸念を強めており、むしろ、この問題を東南アジアの小国である紛争当事国との2国間で議論することを望んでいる。南シナ海における大国間の抗争関係は、ASEAN の前途を一層複雑にすると見られる。

記事参照 : US Rebalancing Strategy and the South China Sea Disputes

<http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS1652012.pdf>

【関連記事】

「台湾、南シナ海紛争の調停者を目指す—国家安全会議秘書長」(Taipei Times, September 2, 2012)

台湾の国家安全会議の胡為真秘書長は8月31日、視察に訪れた南シナ海の太平島（台湾が領有する島）で、南シナ海の豊かな富を関係国全てが平和裏に開発できるようにすべきとして、台湾が南シナ海紛争の調停者になることを決意した、と述べた。胡秘書長らは、南シナ海最大の島、太平島とその周辺海域に対する台湾の領有権主張を誇示するために、同島を訪問した。また一行は、同島から東約5.7キロにある、中洲礁（Chungchou Reef）にも上陸した。これら2カ所の訪問先では、台湾の主権を誇示するために、国旗を掲揚した。胡秘書長は、太平島などに対する台湾の主権は議論の余地なきものであることを確認した上で、全ての領有権主張国が資源の共同開発のために平和裏に協力できれば、領有権紛争も解決できる、と強調した。そして胡秘書長は、南シナ海を繁栄と平和の海にするために、領有権紛争を棚上げし、対決を対話に代え、話し合いを通じて紛争の解決を目指し、そして豊かな資源の共同開発を目指す、という馬政権の南シナ海イニシアチブに全ての関係国が応えるよう求めた。台湾は、太平島に病院や太陽光発電施設を設置している。

記事参照 : Taiwan seeks China Sea peacemaker role

<http://www.taipeitimes.com/News/taiwan/archives/2012/09/02/2003541776>



太平島における国旗掲揚式典

Source: Taipei Times, September 2, 2012

9月5日「アキノ比大統領、『西フィリピン海』命名文書に署名」(Diplo News, September 12, 2012)

フィリピンのアキノ三世大統領は5日、「西フィリピン海」命名文書、行政命令29号に署名した。文書は、「フィリピンは、ルソン海とその周辺海域、カラヤン諸島（南沙諸島）とスカボロー礁及びその周辺海域を含む海域を画定する、固有の権限を有している」と述べている。更に、文書は、「西フィリピン海の命名は、フィリピン共和国が主権と主権的権限を持つ領域に対する完全な支配を確定するものである」としている。文書は、The National Mapping and Resource Information Authority (NAMRIA) に対して、西フィリピン海の命名を反映したフィリピンの地図を作成、発行するよう命じている。その後、公式地図は、関連文書を添付して、国連事務総長、国際水路機関 (The International Hydrographic Organization) や国連地名標準化会議 (The United Nations Conference on the Standardization of Geographical Names) などの関係機関に提出される。全ての政府機関と行政文書は、NAMRIA 作製の地図を使用する。特に、教育省、高等教育委員会、国立大学などは、教材などに NAMRIA 作製の地図を使用するよう指示されている。

記事参照：President Aquino signs AO 29 naming West Philippine Sea

http://www.diplonews.com/feeds/free/12_September_2012_120.php

9月7日「南シナ海での紛争回避—P. クローニン」(China & US Focus, September 7, 2012)

米シンクタンク、The Center for a New American Security のクローニン (Dr. Patrick M. Cronin) 上席顧問は、7日付の China & US Focus に、“Averting Conflict in the South China Sea”と題する論説を寄稿している。クローニンは、南シナ海での紛争は回避できるし、回避すべきであるとして、領有権紛争を解決することはできないとしても、管理することは可能であると、要旨以下のように論じている。

- (1) 南シナ海での紛争は回避できるし、回避すべきである。関係各国の利害の対立はあっても、そこにおける共通利益の方が意見の不一致よりも大きい故に、紛争回避が可能である。また、短期間にせよ武力に訴えれば、米中関係は悪化し、域内は分裂し、そしてグローバル経済に深刻な影響を与えるが故に、紛争を回避すべきである。
- (2) 船舶の航行規則が将来的な外交方針に洞察を与える。全ての船舶は衝突を避ける責任があるのと同様に、全ての国は敵対行為を回避する義務がある。特に米中2大国は、平和を維持する特別な義務を負っている。まず、南シナ海は一部が世界の公共財であり、同時にその一部が沿岸国の主権が及ぶ領域でもあることを認識することが、緊張緩和に不可欠な出発点である。領海の確定、島嶼の領有権や海底資源の管轄権の画定は、安易な解決策を受け付けられない。如何なる国家や国際機構も解決策を押しつけることはできない。そこには、共有できる解決策がなければならない。事態の打開に必要なのは、現実主義、信頼醸成措置、透明性の増大、そして関係各国の自制である。
- (3) 米国は今後も、力を増しつつあるインド太平洋地域に、外交、貿易そして軍事面で高い優先度を置くと見られる。しかし、米国の戦略の核心は、航行の自由の維持や国際公共財へのアクセスの自由といった、経済的利益にあり、それには一層の米中協力を必要とする。従って、米国は、敬意をもって中国に接し、協力関係を促進する努力が必要である。そうした協力に向けて最も機が熟している分野には、人道支援や災害救助、科学技術（特に、南シナ海の資源開発に関連するもの）、そして実際のエネルギー協力が含まれる。ブルネイとマレーシアによる生産物分与協定に見るように、南シナ海の資源は、こうした協力があって初めて利用できるようになるであろう。

- (4) 他方、中国は、独断的な解決策を押しつけるのではなく、主権に関する論議を尊重するよう、米国に求めることができる。しかし、中国は、米国に対して、この問題に関与しないことを期待すべきではない。それがフィリピンのような条約上の同盟国であろうと、ベトナムのような重要性を増しつつある貿易相手国であろうと、米国は、平和裏に領有権紛争を解決すべしとする主張に組みすることになろう。そして中国当局者は、米国のコミットメントの信頼性を試さない方が賢明である。例えば、大統領選挙後の 2013 年早々の米国の政権は、その様な試みに過剰にあるいは過少に反応するかもしれないが、過剰な対応は中国にとって有利ではなく、過少な反応はその後に厳しい反発を生む可能性がある。米中双方にとって、自制と慎重な対応が求められる。
- (5) それと関連するが、南シナ海だけに限定されない戦略的課題として、米国の艦船が中国の EEZ を無害航行する法的権利を、中国が拒否している問題がある。中国は、この軍艦の無害通航権という慣習を廃止し、他国の海軍艦艇、就中、グローバルな商取引だけでなく安全保障に関する開放性維持のために航行の自由という公共財を護ろうとしている、米海軍のアクセスを拒否し、駆逐するための能力を構築しつつある。周辺諸国にとって、中国の軍事力近代化は、あまりにも秘密のベールに包まれており、友好的意図とはそぐわない。米国も何時かは、人民解放軍の艦艇が米国の沿岸沖を航行するという事態を受け入れるようになるのは間違いない。しかし、当面は、中国の EEZ や南シナ海の紛争海域における米海軍艦艇の無害航行や南シナ海の領有権紛争といった問題は、無理に解決を図るよりも、管理することを考えるべきである。より広範な対話、信頼醸成措置さらには透明性の強化を通じた、海洋における非公式なルールの確立が、台頭する中国と強い米国の両者にとって受け入れ可能なものであろう。

記事参照：Averting Conflict in the South China Sea

<http://www.chinausfocus.com/uncategorized/averting-conflict-in-the-south-china-sea/>

9 月 13 日「ベトナム海洋法、国家主権擁護の強力な根拠」(The National Boundary Commission, Ministry of Foreign Affairs, Vietnam, September 17, 2012)

ベトナムの海洋法 (The Law on Viet Nam's Sea) は 6 月 21 日、国会で承認された。海洋法について、ベトナムの国会法務委員会立法調査研究所所長 (Director of the Legislative Research Institute)、ディン・スアン・タオ博士 (Dr. Dinh Xuan Thao) は、ベトナムの海洋法は東海 (南シナ海) における国家主権を擁護する上で強力な根拠となるとして、要旨以下のように述べた。

- (1) 東海における海域や島嶼に対する国家主権を擁護し、漁民の操業を護る上で、海洋法はどのような役割を果たすのか。

海洋法は、2 国間対話や国際的な仲裁などによる平和的手段によって海洋紛争を解決する上で、ベトナムにとって重要な法的根拠となるものである。海洋紛争は、国家の大小に関係なく、衡平と相互利益の原則に、そして関係当事国によって提出される確かな根拠に基づいて解決されなければならない。ベトナムは海洋法によって、自国の海洋領域と島嶼に対する主権と主権的権利を世界に向けて公式に宣言した。海洋法は、西沙諸島と南沙諸島を、ベトナムの主権下にある 2 つの群島であることを、明確に規定している。海洋法によって、ベトナム国民は、海洋において自国の主権と主権的権利が及ぶ境界を認知できる。一方、外国船舶がベトナム領海を通過する時には、海洋法の遵守が求められる。もし違反すれば、当該外国船舶は、海洋法に規定に従って処罰される。

- (2) 海洋法の制定によって、将来における海洋経済の開発を促進するために、国はどのような政策を

とるべきか。

海洋法は、海運、海洋観光、及び石油、天然ガス、鉱物資源、その他の天然資源そして水産資源の調査、探査、生産といった、海洋経済に関する章を規定している。国は、海洋経済活動を可能にするための有利な投資環境を整備してきた。長期的には、海洋資源を最大限に活用するために、海洋経済部門に対する特別な政策を導入するとともに、適切な投資ができるようにする必要もある。海洋経済活動は国家安全保障と密接に関わるものであり、国家の防壁であるとともに、対外発展へのゲートウェーとして、自国の海洋を護っていくためには、政府の統一したガイドラインと政策の遂行が必要である。

- (3) 海洋法の制定後にも、中国は、東海におけるベトナムの主権を侵害する一連の行動を取ってきた。こうした行為を止めさせ、海洋法を遵守させるために、ベトナムは如何なる措置をとるべきか。

ベトナムは 2000 年以降、トンキン湾の境界を画定するために、中国と交渉を続けてきた。トンキン湾の陸上国境と海洋境界に関する境界画定が完了すれば、両国間の合意に基づいて、東海におけるトンキン湾外の海洋境界の画定について交渉することになっている。両国は、政府間と専門家レベルで交渉を続けており、幾つかの原則的な合意に達している。中国の最近の行動は、一方的なものであり、ベトナムの主権と合法的な利益を侵害している。中国の東海における領有権主張は、域内の他の諸国の利益を侵すものであり、国連海洋法条約と当該各国の国内法に反するものである。我々は、法的かつ道徳的側面から中国のかかる行動に対抗するとともに、三沙市の制定を含む中国の理不尽な行動に反対するベトナムへの世界の世論の支持を糾合しなければならない。ベトナムは、東海における主権の主張に十分な歴史的証拠と法的根拠を有している。

記事参照 : Law on Viet Nam's Sea –strong foundation to protect national sovereignty

<http://biengioilanhtho.gov.vn/eng/lawonvietnam-ssea--nd-fd6b93b9.aspx>

9月27日「インドネシア、『行動規範』の草案回覧」(The Jakarta Post, September 29, 2012)

インドネシアは、ASEAN 各国外相に対して、南シナ海における「行動規範」(COC) の草案を回覧した。マルティ外相は 27 日、国連総会出席時にニューヨークで開かれた ASEAN の非公式会談後、「ASEAN 各国外相が COC の草案を受け取ったのは、これが初めてである。我々は、南シナ海問題の解決に向けて大きく前進しつつある」と語った。COC の内容については、7 月のプノンペンでの ASEAN 閣僚会議で議論された。インドネシアは、万一南シナ海で紛争や偶発事故が生じた場合にも、最悪の事態に発展することを阻止するため、信頼醸成と紛争阻止措置、及び紛争管理措置を盛り込んだ、COC を促進するためのイニシアチブをとってきた。マルティ外相によれば、ASEAN10 各国外相は草案を受け取ったばかりで、未だどの国からも反応はないという。ASEAN 各国外相は、11 月の ASEAN 首脳会談前に、草案について議論することになっている。

記事参照 : RI circulates draft code of conduct on South China Sea

<http://www.thejakartapost.com/news/2012/09/29/ri-circulates-draft-code-conduct-south-china-sea.html>

1.4 外交・国際関係

9月10日「東・南シナ海における中国の強引な領有権主張に米国は毅然と対応すべし—ボルトン米 AEI 上席研究員」(The Wall Street Journal, September 10, 2012)

米シンクタンク、AEI のボルトン (John Bolton) は、10日付けの米紙、*The Wall Street Journal* に、"As China Muscles Into the Pacific, the U.S. Lacks a Strategy" と題する論説を寄稿し、東・南シナ海における中国の強引な領有権主張に対して米国は毅然と対応すべしとして、要旨以下のように主張している。

- (1) ここ数年、東・南シナ海における中国の強引な領有権主張は、外交的対立や更には実際の衝突事案を断続的に引き起こしてきた。しかしながら、現在までのところ、島嶼などの占拠や海軍艦艇同士の対峙といった、これらの事案は、混乱した戦術的対応を招いただけであった。2013年1月に米国の大統領に誰がなっても、新大統領は、長年そうであったように事態をただ傍観しているのではなく、米国の持続的な関与とリーダーシップを求められるであろう。
- (2) チェンバレン英首相は1938年に、チェコスロバキアを「我々があまり知らない遠くの国」と言ったが、現在のワシントンでは、東・南シナ海の海洋紛争は、それに近い、どこか遠い場所での、ほとんど瑣末な出来事のように受け止められている。こうした気乗り薄な態度は、以下の3つの要素に基づく戦略的アプローチに取って代わられねばならない。
 - a. 第1に、米国は、北京の東・南シナ海における拡張主義的政策は米国の国益に反する、とはっきり言明しなければならない。そこには、米国そして日本、韓国からオーストラリアと ASEAN 諸国に至る我々の友好国にとって、海底の鉱物資源や米国と世界の繁栄にとって不可欠の通商貿易路といった、大きくかつ具体的な利害関係がある。国際法に関する甘い響きの決まり文句は、これらの海域に迫り来る北京の覇権を防いではくれない。中国の全ての領有権主張が非合法というわけではないが、我々は、中国の真の巨大さとそのプレゼンスが域内に覆い被さって行くのを阻止しなければならない。域内の当事国、特に中国が十分理解しているように、国連海洋法条約は当てにはならない。これは、力と決意の問題である。
 - b. 第2に、米国は、海軍の再建を急がなければならない。それなくしては、如何に戦略的思考を変えても意味がない。現在、米海軍の勢力は約285隻で、第1次大戦以来、最も少ない。一方、中国はこの数世紀来初めて、外洋海軍を構築しつつあり、米国を西太平洋海域から追い出すことを狙って、積極的に接近阻止/領域拒否 (A2AD) 戦術と兵器システムを整備しつつある。米国が海軍力を増強するか、あるいは他の海域を実質的に放棄するかしない限り、中国近海の情勢は好ましくない方向に進み、最終的にどうなるかは明らかである。米国の現在のアプローチ、即ち、小さな出来事がエスカレートするリスクを抑えながら傍観するという姿勢は、明らかに米国を不利な立場に追い込む。こうした消極的姿勢は、米国の弱さが中国の全面的成功につながっていることが明確に知覚されるまで、北京をして、繰り返しことを起こさせることになる。
 - c. 第3に、米国は、中国以外の他の領有権主張国間の相違を調整するために、外交努力を、大方は水面下で払わなければならない。東シナ海では日本が中国の主たる相手だが、南シナ海では中国は、ベトナム、フィリピン及びその他の ASEAN 諸国と抗争している。これらの海域は地理的にも政治的にも別個の存在だが、中国にとっては2つの海域とも1つの戦略的構

図の一部である。従って、米国も、そうした視点で考えなければならない。中国の狙いは、ベトナムとフィリピンを争わせ、日本を孤立させ、台湾を無力化するか、あるいはこれら競争相手国の間に不協和音を生じさせることによって、これら諸国間の離間をはかることにある。ASEAN 諸国間の不一致を一掃できればできるほど、共通の立場に立つ可能性が大きくなる。中国以外のこれらの諸国の対立する主張を調整しようとする実際的な外交戦略が、必ずしも望ましい成果を生むわけではないが、国際法に関するアカデミックなお題目を繰り返して唱えているよりはずっとましだ。

- (3) オバマ政権は、中東からアジアへの「回帰」が、クリントン長官の頻繁な外遊と相まって、これらの問題を解決することになるろう、と主張してきた。しかし、そうではない。米国は、今後も世界のあらゆるところに利害関係を持つ、グローバル・パワーである。我々は、風見鶏のように、ある地域から他の地域に向きを変えられない。特に、中東地域がそれほど注意を払わなくても良い程、平穏な情勢にあるとは思われない現状ではなおさらである。米国の対中政策は、包括的かつ機敏で持続的なものでなければならないが、その中で1つの確たる要素は、中国周辺の国際水域を「北京湖」にはしない、という決意でなければならない。

記事参照：As China Muscles Into the Pacific, the U.S. Lacks a Strategy

<http://online.wsj.com/article/SB10000872396390444273704577637560538194478.html>

9月26日「他の手段による戦争、中国シーパワーの政治的活用—T. ヨシハラ」(The Diplomat, September 26, 2012)

米海軍大学のヨシハラ (Toshi Yoshihara) 教授は、26日付の Web 誌、The Diplomat に、"War By Other Means: China's Political Uses of Seapower" と題する論説を寄稿している。この論説は、9月12日に米議会下院外交委員会で行った証言の改訂版である。ヨシハラは、中国の台頭と、その海軍力と非海軍・非軍事のシーパワーの活用が、この地域の均衡を変え得る要因になり得るとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国の海軍力と海事部門の強化は、北京にその野心を追求するために必要な力をもたらしている。中国海軍の近代化プロセスの速度と規模は、中国の海洋における適性に対する楽観的でやや見下したような見方をしていた、西側における大方の予言を覆すものであった。しかし、シーパワーは、単に海軍力だけを意味するのではなく、むしろ、北京に広範な選択肢を与える、連結した総合力である。中国のシーパワーでは、非海軍・非軍事能力やシステムがかなりの部分を占めている。中国の海上監視能力と海洋法令執行能力の強化は、目覚ましいものであった。北京は、南シナ海ではフィリピンと、東シナ海では日本と対峙するために、中国のシーパワーの非軍事部門から非軍事監視船を派遣することができた。非軍事部門の船舶でも、中国の海洋における目的を果たすための海上警察力となり得る。要するに、北京は、海洋における権益を護るための多様な要素からなるシーパワーを保有しているのである。
- (2) 急成長を遂げた中国のシーパワーは、南シナ海における弱い相手国に対して、シーパワーの軍事部門と非軍事部門を政治的に活用するという戦略の展開を可能にした。こうした戦略は、計算された力の誇示と戦闘能力とを巧みに組み合わせることで、相手の対抗意志を徐々に挫き、長期的な政治・軍事抗争における中国の力を強化することになる。2012年春のスカボロー礁で見られたように、領土を巡る紛争に非海軍船舶を投入することで、海洋における領有権主張に当たって

の中国の巧妙で組織的な戦略が明らかになった。非軍事手段の活用は、事態の局地化を図り、エスカレーションを回避するとともに、特に米国やその他の外部勢力が介入する口実を与えないことにある。同時に、中国は、非戦闘船舶を用いて、南シナ海の島嶼と海域を巡る領有権主張国に対して、強力ではないが持続的な圧力をかけ続けることができる。常続的な哨戒活動は、沿岸国の政治的決意を試しながら、これら諸国の海上監視能力の弱点を探ることもできる。しかも、紛争を低レベルに抑えておくことで、中国は、戦略環境の変化に応じて、圧力を強めたり弱めたりする外交的主導権を保持できる。そして北京は、これらの非軍事手段が効果を発揮できなければ、非軍事部門の後ろ盾として、海軍力と沿岸基地の攻撃戦力を動員できる。平時の哨戒活動はそれ自体、無害であるが、実際に火力に裏打ちされたものであれば、相当の威力を持つ。中国の軍事力と非軍事能力の相互作用は、北京の戦略的威力を強めている。

- (3) 膠着状態を継続的に作為することで、戦略的消耗を累積させる効果を生み、そのことが中国の狙いを促進させることになる。実際の武力行使を伴わない中国の挑発行為は、米国が軍事介入するには敷居が高すぎる。エスカレーションラダーを低く抑えておくことで、中国は、米国の決意を試す余地を残しながら、一方で自己の主張を強められる。中国が揺さぶりをかける度に、米国が何かすべきだとの地域の期待が必然的に高まることになろう。米国の直接介入がほとんど望めないような対峙状態が継続することは、東南アジア諸国にとって重圧となり得る。忍耐と自制を強いられる、こうした消耗戦略は、域内諸国の自信を徐々に低下させ、政治的抵抗意志を弱体化させることになりかねない。
- (4) 確かに、中国は現状では、南シナ海を「中国の湖」にするために十分な軍事的手段を欠いている。これらの海域から恒常的に敵対する海軍力を排除する制海権の確立は、例えそれが究極的目標としても、実現には至っていない。それでも、中国のシーパワーの着実な増強によって、米海軍が関与しない平時の偶発的事案では、北京は、地域的な力の均衡において明確な優位に立つことができよう。一部の紛争当事国、特にベトナムは、海軍の近代化計画に着手しているが、中国の近代化ペースには遙かに及ばない。米国、日本あるいはオーストラリアなどの強力な域外国が傍観したまま時間が経過すれば、東南アジア諸国の海軍力を上回る、中国の海洋戦力の小規模な誇示によってさえ、北京は、その外交政策の狙いを強要させ始めることができるかもしれない。例え不承不承とはいえ北京の狙いを受け入れることは、地域秩序の基盤に深刻な打撃を与えることになろう。
- (5) 以上の分析は、多くの東南アジア諸国が中国と単独で向きあった場合の困難な状況を示したものである。当然ながら、多くの域内諸国が、中国の進出に対する防波堤として米国に期待している。ワシントンは、アジア海域における利害について明確な公的見解を伝えてきた。オバマ政権のアジア「回帰」や「再均衡」は、米国が長年にわたって果たしてきた安定化の役割を放棄しないことを、域内各国に再保証するものである。幸いなことに、効果的な対応をとる時間はまだある。中国は、南シナ海から米国を締め出すことができる程、圧倒的なシーパワーを構築するには少なくとも 10 年を要する。この間、ワシントンは、この地域が中国の意向に従うことが当然の運命ではないことをはっきりさせるために、幾つかの対応措置をとることができる。
 - a. 第 1 に、ワシントンとその同盟国は、東南アジア諸国の自助努力を積極的に支援できる。域内各国は、海洋における中国の侵略的行為に、ある程度自力で対抗できる能力を保持しなければならない。米国が 1960 年代の巡視船をフィリピンに譲渡したのは、現地国家支援への第 1 歩である。しかしながら、中古巡視船は、マニラの所要を満たすには十分ではない。中

- 国の艦船に対抗するには、より近代的で能力のあるプラットフォームが必要である。日本が最近、フィリピンに対して 12 隻の新造巡視艇の供与をオファーしたことは、域外国が地域バランスの維持を求めている、もう 1 つの心強い兆候である。
- b. 第 2 に、米国は、海洋に展開する中国の戦力を追跡するための、地域的な取組みを促進すべきである。例えば、無人航空機システムは、南シナ海沿岸国に対して、ほぼ継続的に海洋環境を識別する共通の画像を提供することができる。アジアの海域における透明性を強化するこうした情報共有態勢は、地域の信頼と抑止力を強化することにつながる。この点、東京が中国海軍の国際海峡の通過や日本周辺海域におけるその他の活動に関する詳細な内容をその都度公表してきたことは、注目に値する。
 - c. 第 3 に、米国は、対艦巡航ミサイルなどの海洋攻撃能力を持つ部隊を、友好国あるいは同盟国の国土に迅速に展開できるような計画を策定する必要がある。こうした計画は、危機に当たって効果的に行動する米国の能力を大いに強化するとともに、平時には米国の同盟国を安心させることになる。米国はまた、同盟国と友好国に対して、自ら海上打撃能力を開発し、強化することを慫慂すべきである。
 - d. 最後に、米海軍は、グローバル・コモンズを統制する自らの能力について、その依って立つ前提を見直さなければならない。冷戦の終焉に安堵した数年間で、制海権は所与のものという、安易な自信が蔓延した。米海軍が手強い敵と戦った最後の海戦は、間違いなく 1944 年のレイテ湾であった。中国が海洋に進出するにつれて、前途には一層厳しい海洋環境が待ち構えている。真の敵がいない海域に長い間慣れ親しんできた海軍にとって、艦隊へのリスクが予想される環境に向き合うことは、緊急の優先課題となろう。
- (6) こうした対応は、域内各国と共に、多層的かつ相互に連携された防衛態勢を構築するに役立つであろう。域内各国は最前線国家として、中国の海洋における行動に最初に対応できる能力を持たなければならない。沿岸諸国間の情報共有は、集団的行動を促進するとともに、海洋コモンズに対する利害の共有を強めることになろう。北京の行動を警戒する域内各国のネットワークは、中国の行動を抑止し、それに失敗した場合には、迅速な対応を可能にするチャンスを高める。一方、米国は、この地域に対する米国のコミットメントの効果的なシンボルとなる目立たない小規模の軍事力によって、東南アジアのパートナーに対する戦略的防壁を提供することになろう。南シナ海における中国の攻勢的な行動の代価を引き上げることによって、中国の指導者達が行動する前に考え直すよう仕向けるとともに、北京の計算を複雑なものにすることになろう。その上、中国への警戒心が域内に広まることによって、北京の海洋における攻勢にブレーキをかけ、この地域における均衡を回復し、戦略的イニシアチブを取り戻す可能性が高まる。

記事参照 : War By Other Means: China's Political Uses of Seapower

<http://thediplomat.com/2012/09/26/war-by-other-means-chinas-political-uses-of-seapower/?all=true>

1.5 海運・造船・港湾

9月1日「パキスタン、グワダル港の運営権を中国に移管へ」(Pak Tribune.com, September 1, 2012)

パキスタンは、グワダル港の運営権を、シンガポールの港湾運営会社、PSA International から中国の会社に移管することを計画している。パキスタンの港湾・海運相は8月末、英紙とのインタビューで、「我々は、PSA との間で、PSA がグワダル港の運営から手を引くことで合意した。現在、中国の会社と話し合っている」と語った。同相は、中国の会社名には言及しなかった。グワダル港は、ホルムズ海峡に近接した位置にあり、中国資本の援助で建設された。シンガポール筋によれば、PSA が手を引くことになったのは、パキスタンが同港を結ぶ道路網を建設できなかったことなどが原因という。パキスタン政府高官は、「この変更は戦略的なものでもあり、中国にとって大きな価値がある。我々は、中東から中国西部を結ぶ石油パイプラインを建設するために、中国はグワダルにおけるプレゼンスを活用すると見ている」と語った。

記事参照 : Pakistan in talks to hand Gwadar port to China

<http://paktribune.com/news/Pakistan-in-talks-to-hand-Gwadar-port-to-China-252902.html>

9月3日「チッタゴン港の現況、バングラデシュ」(BBC News, September 3, 2012)

バングラデシュは近年、衣料品の輸出で世界のトップとなった。これを支えているのが、ベンガル湾に注ぐカルナプリー川に面したチッタゴン港である。同港は、バングラデシュの輸出入の80%以上を取り扱っており、同国経済の動脈となっている。同港の2011年の荷役量は、貨物が4,700万トン以上で、コンテナは140万TEUであった。バングラデシュの経済成長率は近年、6%を超えており、それに伴って貿易量も増えている。同港の現在の平均回航所要時間は2日半になっているが、専門家は、経済の成長に伴って、もっと短縮すべきと指摘している。因みに、シンガポール港の所要時間は12時間以下である。

チッタゴン港はミャンマー、中国そしてインドに近接した戦略的位置にあり、ネパールとブータンの内陸国も同港へのアクセスを望んでいる。インドも、内陸の北東7州への物資輸送のために、同港へのアクセスを望んでいる。バングラデシュと近隣諸国とのアクセス協定が結ばれば、同港は、この地域のハブ港となろう。そうなれば、政府は、これら諸国から数百万ドルの港湾リース料を稼ぐことができる。しかしながら、この夢は長続きしないかもしれない。ミャンマーが約200キロ離れたシットウェーを、インドの支援を得て深水港に改修しつつあるからである。これが完成すれば、インドが内陸州への物資輸送に利用すると見られ、バングラデシュの港湾収入に影響を与えることになろう。

チッタゴン港は河川港で、船長188メートルを超える大型コンテナ船は利用できない。大型のコンテナ船は、シンガポールかその他の大型港を利用している。バングラデシュ政府は、将来的に深水港の必要性を認識しており、チッタゴン港南方のベンガル湾のソナディア島(Sonadia Island)に深水港の建設を計画している。これが完成するまでには数年を要することから、それまではバングラデシュの経済発展をチッタゴン港に託するしかない。

記事参照 : Bangladesh pins hope on Chittagong port

<http://www.bbc.co.uk/news/business-19462142>



Countries including Nepal, Bhutan and India want to use Chittagong port to transport cargo

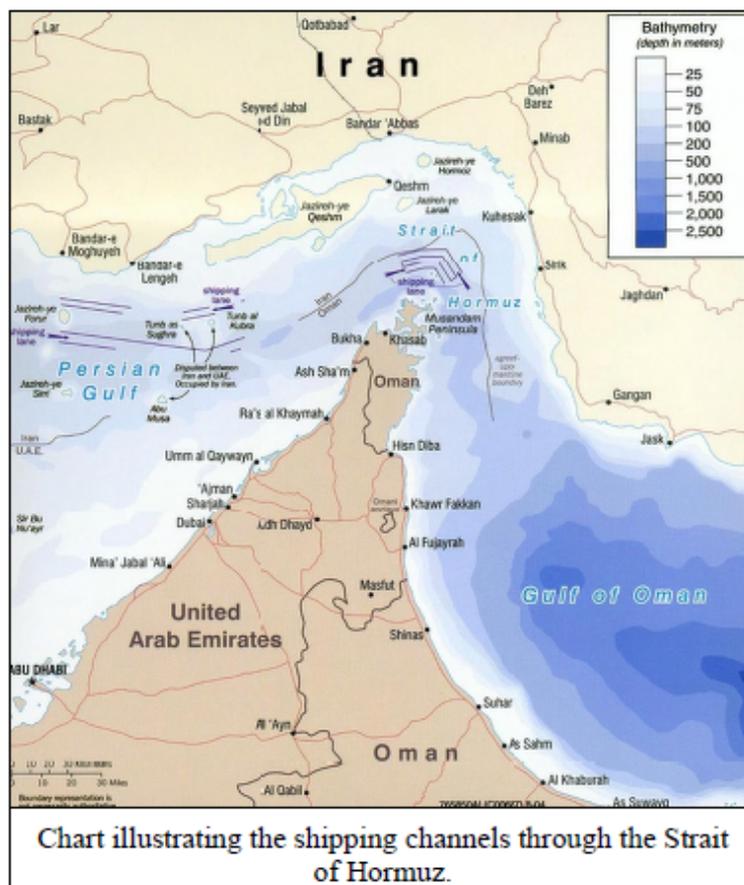
Source: BBC News, September 3, 2012

2. 情報分析

日本の掃海活動参加は停戦が必須の前提条件か—ホルムズ海峡の機雷除去を巡って¹

河村雅美（退役海上自衛隊将補）

米海軍第 5 艦隊が主催する最大規模の国際対機雷戦訓練（IMCMEX 12: International Mine Countermeasures Exercise 2012）は、ペルシャ湾において 9 月 16 日から 27 日の間実施され、海上自衛隊の掃海部隊（掃海母艦「うらが」、掃海艦「はちじょう」）を含む 30 カ国の海軍が参加した。この訓練の使命は、対機雷戦能力を用いて通商及び通航の自由を維持するため、国際社会と共に協力し活動することとされており²、国際的な通商路の要衝（チョークポイント）の 1 つであるホルムズ海峡を念頭に置いた訓練であることが容易に想像される。我が国の掃海部隊が、往返に約 2 カ月も要するペルシャ湾での訓練に 2 年連続して参加する意義は、当然のことながら石油輸送路であるペルシャ湾の安全維持が重視されているからであろう。



ホルムズ海峡

Source:: <http://info.publicintelligence.net/JIEDDO-Hormuz.pdf>

¹ 本稿は河村氏の寄稿論説である。本稿で述べた見解は河村氏個人のものである。

² <https://www.facebook.com/IMCMEX12/info>

しかしながら、この訓練への海上自衛隊の参加を報じた我が国の新聞報道の中には、イランがホルムズ海峡封鎖を宣言した場合、現状では掃海活動に参加できないなど法律上の問題も残ると指摘し、日本が機雷除去に参加できるのは湾岸戦争後と同様に、戦闘行為停止後の「遺棄機雷」の除去に限定されるとしたものがあつた。この記事に限らず、最近では、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合の我が国の措置として、停戦が成立していることを前提に遺棄された機雷の除去なら可能だとする考え方が、現行法上の解釈として至極当然の如く語られている。しかし、この前提は「停戦が成立していなければ遺棄機雷の除去すらできない」という極端な誤解を生じる可能性もあり注意を要する。

イランがホルムズ海峡を機雷封鎖する可能性が依然、排除できない状況であることから、以下に、過去の国会答弁、朝鮮戦争当時に朝鮮水域及び我が国周辺海域で実施された掃海の実例などから、我が国が機雷除去に参加する場合、停船が必須の前提条件がどうかを考察しておきたい。

1. 過去の法的検討

ペルシャ湾方面での機雷の除去に関しては、日本政府として少なくとも過去に2度は法的な面を含め検討してきた。そして、その法的な解釈は、今日も変わっていない。

最初は、イラン・イラク戦争末期の昭和62年(1987年)に、ペルシャ湾内外で触雷被害が続出し、米国から日本に掃海艇派遣が打診された時である。当時の第3次中曽根康弘内閣は「除去する機雷が公海上に遺棄されたもので、我が国の船舶の航行と安全に障害を与えているという二点が満たされていれば、機雷の除去は武力行使に当たらない。自衛隊法第99条(現在の第84条第2項)による海外派遣は可能である」との解釈を示した。ただし、当時は戦争中であり、後藤田正晴内閣官房長官の反対もあつたことから政治判断として派遣するに至らなかつた。この件については、第109回国会衆議院内閣委員会第6号(昭和62年8月27日)の会議録の中の和田一仁委員と中曽根総理の遣り取りとして詳述されている³。またこれに関連するペルシャ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書⁴及び政府答弁書⁵がある。

2度目は、湾岸戦争直後の平成3年(1991年)であり、ペルシャ湾への掃海部隊派遣に際しての検討である。この時も遺棄機雷の除去と停戦との関連が国会で議論されている。第120回国会参議院内閣委員会第8号(平成3年4月25日)の会議録によれば、内閣法制局も自衛隊法第99条の機雷の除去等は戦時、平時を問わない規定との解釈を示している⁶。ただし、答弁のなかで「遺棄された機雷になったかどうかということの判断の一つのメルクマールとして戦時か平時かということが大きな要素になる」という見方を示したことに加えて、「戦時においては機雷の除去が武力の行使になる場合もあり得る」と補足したことなどから、先の新聞報道に見られる誤解に繋がつたのだと考えられる。この時の派遣は自衛隊創設以来初めてとなる実任務のための海外派遣であつたことから、恐らく国民的な理解を得る上でのレトリックとして平時であることが強調されたのだろう。しかしながら、こうしたことが既成概念となつて後々に選択肢の幅を狭めてはならないと思う。

遺棄機雷の除去は停戦が必須の条件かとの問いへの答えは、否である。

³ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/109/0020/main.html>

⁴ <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisvo/109/syup/s109012.pdf>

⁵ <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisvo/109/toup/t109012.pdf>

⁶ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/120/1020/main.html>

ホルムズ海峡は最狭部が 21 カイリの海峡であり、事実上、国際航行に使用される海峡と考えられ、海峡の中央部はイランとオマーンの領海が接しているところである。この海峡中央部には分離通航帯が設けられているが、この位置は、超大型タンカー等の大型船の安全航行を期し、地理的環境条件などからオマーン領海内にある。(前掲地図参照) 従って、ホルムズ海峡の封鎖に機雷が使用されるとすれば、その範囲がオマーン領海に及ぶことが十分に予想される。

3. 遺棄機雷の除去だけの措置で十分か？

自衛隊法第 99 条による機雷の除去について、前述の昭和 62 年の政府答弁書 4 では、「浮遊しているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について・・・」としており、同条項が機雷の敷設状態に関わらず適用されることが明記されている。しかしながら、戦時において他国の領海内に定置された機雷を遺棄機雷と断定できるとは考え難く、結局、遺棄機雷の除去だけの措置では不十分である。但し、定置機雷の位置を避け、迂回することができれば、これを当面の措置とすることは可能である。

米国は、イランによるホルムズ海峡の封鎖は、戦争行為だとして警告している。イランによるホルムズ海峡の封鎖に機雷が使用され、その範囲がオマーン領海に及ぶとしても、イランが中立国に対する義務(中立国船舶の航行安全を確保)を果たし得ないので、戦争当事国はイランとオマーンだけに限らない。イランによるホルムズ海峡の封鎖は、イランの核開発に対する西側諸国による経済制裁への報復措置であるとするれば、日本もその当事国であり、まして石油資源のペルシャ湾岸への依存度の高い我が国としては、対岸の火事と手を拱いてはいられない筈である。ホルムズ海峡のオマーン領海内に設定されている分離通航帯における機雷の除去は、オマーンだけの対処では済まないことが予想され、IMCMEX 12 演習のように、恐らく西側諸国が協力して機雷の除去に当たることになるだろう。これに我が国が参加し、応分の責任を果たすためには、集団的自衛権が行使できるようにしなければならない。

4. 我が国は戦時における掃海を実施したことがあるか？

第 2 次大戦後、朝鮮戦争に関連して我が国が実施した掃海は、前 2 項で触れた浮流機雷の除去の他に国連軍への協力として実施した次の掃海がある。

- (1) 朝鮮水域における本格的掃海：昭和 25 年 10 月 10 日～昭和 25 年 12 月 6 日
- (2) 朝鮮水域における試航船掃海：昭和 25 年 11 月 18 日～昭和 27 年 6 月 30 日
- (3) 東京湾及び佐世保港外の日施掃海：昭和 25 年 7 月 16 日～昭和 28 年 9 月 15 日

朝鮮水域における本格的掃海(参照：「朝鮮動乱日本特別掃海史」⁷⁾)は、未だ我が国が占領下にあった時期のことであり、日本としては平和条約締結の前で、国際的にも微妙な立場にあったので、この掃海は秘密裏に行われた、と当時の大久保武雄海上保安庁長官はその著書、『海鳴りの日々』(昭和 53 年)に書いている。この本を読んだ吉田茂総理側近の白洲次郎は、「親爺(吉田総理)からは聞いていなかった。日本特別掃海隊朝鮮出動の事実を初めて知った。親爺は、憲法違反を見事にやってのけたわけだ」と大久保に語ったという(大久保前掲書、339 頁)。この日本特別掃海隊の出動に際し、

⁷ <http://www.mod.go.jp/msdf/mf/touksyu/tokubetusoukaisi.pdf>

時の吉田茂総理は「我が国の平和と独立のため、日本政府として、国連軍の朝鮮水域における掃海作業に協力する」と部隊全般宛に電報で伝えたとされる。

つまり、吉田総理は、我が国の平和と独立のため、国連軍への協力を決断し、使命として伝えたということだ。また、大久保長官も「日本が独立して、世界に名誉ある地位を占めるためには、越えなければならない試練がある。手を拱いては、独立をかちとることは出来ない。どうか諸君は勇躍して使命を果たして貰いたい」と部隊の各級指揮官を激励し、海上保安庁長官としての出動命令を伝えた（大久保前掲書、284頁）。

その1年半後の昭和27年4月28日に平和条約が発効し、我が国は主権を回復した。その後も朝鮮水域における試航船掃海と東京湾及び佐世保港外の日施掃海が継続されていたことになる。特に日施掃海は、国連軍の艦船（主に米艦艇）の横須賀港及び佐世保港の出入港に対する運用支援であり、朝鮮戦争が終わるまで続けられている。加えて、米国に雇用された日本人や民間船が、国連軍への武器・弾薬の海上輸送等の後方支援にも従事していた。当時は、武力行使一体化論などという議論は未だなく、戦場となった朝鮮半島に隣接する独立国家として、日本は当然実施すべき国連軍に対する運用支援及び後方支援を行っていたと言える。

要するに、我が国は、実態として見れば、戦時における掃海を実施した経験が既にあると言える。従って、ホルムズ海峡における機雷除去が現実の問題となった時には、こうした先例に鑑み、我が国の石油輸送の大動脈であるホルムズ海峡の通航を確保するために、国際社会の一員として応分の責任を果たす必要があるだろう。

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ三丁目4番10号 虎ノ門35森ビル
TEL.03-5404-6828 FAX.03-5404-6800

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)